

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務環境委員会 8人

- ア 企画部の所管に関する事項
- イ 総務部の所管に関する事項
- ウ 財務部の所管に関する事項
- エ 環境政策部の所管に関する事項
- オ 支所の企画部、総務部、財務部及び環境政策部関係の所管に関する事項
- カ 会計室の所管に関する事項
- キ 消防に関する事項
- ク 選挙管理委員会の所管に関する事項
- ケ 監査委員の所管に関する事項
- コ 公平委員会の所管に関する事項
- サ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項
- シ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉文教委員会 8人

- ア 市民活動部の所管に関する事項
- イ 福祉部の所管に関する事項
- ウ 市民保健部の所管に関する事項
- エ 支所の市民活動部、福祉部及び市民保健部関係の所管に関する事項
- オ 教育委員会の所管に関する事項

(3) 産業建設委員会 8人

- ア 農政部の所管に関する事項
- イ 林政部の所管に関する事項
- ウ 商工労働部の所管に関する事項
- エ 飛騨高山プロモーション戦略部の所管に関する事項
- オ 建設部の所管に関する事項
- カ 都市政策部の所管に関する事項
- キ 水道部の所管に関する事項
- ク 支所の農政部、林政部、商工労働部、飛騨高山プロモーション戦略部、建設部、都市政策部及び水道部関係の所管に関する事項
- ケ 農業委員会の所管に関する事項

(平24条例21・全改、平26条例38・平28条例33・平29条例44・平30条例32・令2条例33・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例21・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、12人以内とする。

3 前項の委員の任期については、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

(平22条例29・平24条例21・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第3条の3 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平24条例21・一部改正)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第5条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず12人以内とする。

(平22条例29・一部改正)

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、閉会中における委員の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(平18条例47・平24条例21・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

4 前項の規定にかかわらず、特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員の任期による。

(平24条例21・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開催方法の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の予防措置のため委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を用いて委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、オンラインによる方法を用いて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第15条第1項及び第28条第1項の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を用いた委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令3条例14・追加)

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、原則として公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、高山市議会傍聴規則(昭和42年高山市議会規則第2号)を準用する。

(平23条例31・一部改正)

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平26条例38・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催手続)

第21条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

- 2 高山市議会委員会条例(昭和31年高山市条例第14号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている特別委員会は、この条例第4条の規定により設置されたものとする。
- 4 この条例施行の際、現に在任する委員会の委員は、この条例による委員会の委員に選任されたものとする。

附 則(昭和42年6月30日条例第21号)

この条例は、昭和42年7月1日から施行する。

付 則(昭和43年11月1日条例第44号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に在任する委員会の委員は、この条例による委員会の委員に選任されたものとする。

付 則(昭和44年5月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

付 則(昭和45年12月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年3月20日条例第40号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年5月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年10月11日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月8日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年5月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年5月11日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月27日条例第21号)

この条例は、高山市部設置条例(昭和56年高山市条例第18号)施行の日から施行する。

附 則(昭和62年5月11日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。  
(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正)
- 2 公聴会参加者等の実費弁償条例(昭和28年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「その他の関係人」を「その他の関係人、第109条第5項及び第110条第4項の規定により出席した参考人」に改める。

附 則(平成7年12月27日条例第12号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年9月18日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 条例改正後最初に選任される議会運営委員の任期に限り、平成9年5月9日までとする。

附 則(平成11年3月3日条例第21号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月1日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月19日条例第40号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第73号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月3日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の条例の規定により新たに選任される常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、第3条第1項及び第3条の2第3項の規定にかかわらず、選任の際に在任する常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成17年5月11日条例第3号)

この条例は、平成17年5月11日から施行する。

附 則(平成18年3月1日条例第26号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第47号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第44号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第29号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第29号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1号アからスまでの規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 常任委員会の所管については、この条例の施行の日において在任する常任委員会の委員の任期満了の日までに限り、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月27日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日において在任する常任委員の任期については、改正前の高山市議会委員会条例の規定によるものとし、当該常任委員が在任するまでの間に限り、常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月24日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日条例第33号)

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日において在任する常任委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第44号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第32号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第33号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月2日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。